

# 緊急自動車

	適用条文 道路交通法施行令 第13条第1項	届出者・申請者 (使用できる機関)	使用目的	指定 塗色	赤色警告灯の 固定方法
			主な装備、要件		
1	消防用自動車 (第1号)	消防機関(市町村) * 企業等(要審査)	消防のための出動 消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの	朱	固定式
2	救急用自動車 (第1号の2)	国、県及び市町村 * 医療機関(注1)	傷病者の緊急搬送 傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの	白	固定式
3	消防用自動車 (第1号の3)	消防機関(市町村)	消防のための出動 なし (例) ・消防活動用赤バイ ・大規模災害活動等に使用する支援車、災害対応多目的車等	朱	固定式
4	救急用二輪車 (第1号の4)	県及び市町村	傷病者の応急手当のための出動 大型自動二輪車又は普通自動二輪車	白	固定式
5	医師派遣用自動車 (第1号の5)	* 医療機関(注1)	傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間における応急治療を行う医師の応急運搬 なし、救急機関との協定等	白	固定式
6	医師往診用自動車 ホスピスカー (第1号の6)	* 医療機関(注1)	重度の傷病者でその居宅において療養している者について、緊急の往診を行う医師の搬送 なし	無	固定式 又は着脱式
7	警察用自動車 (第1号の7)	警察	警察の責務遂行 なし	無	固定式 又は着脱式
8	自衛隊用自動車 (第2号)	自衛隊	部内の秩序維持、自衛隊の行動、自衛隊の部隊運用 なし	無	固定式 又は着脱式
9	検察庁用自動車 (第3号)	検察庁	犯罪の捜査 なし	無	固定式 又は着脱式
10	刑務所用自動車 (第4号)	刑務所・少年刑務所 拘留所・少年院 少年鑑別所	逃走者の逮捕、連戻し、被收容者の警備 なし	無	固定式
11	入国管理用自動車 (第5号)	入国管理局	容疑者の收容、被收容者の警備 なし	無	固定式
12	公益事業用自動車 (第6号)	* 公益事業者(注2)	危険防止のための応急作業 なし	無	固定式
13	水防用自動車 (第7号)	* 水防法・河川法等に規定される 水防の責務を有する機関	水防のための出動 なし	無	固定式
14	保存血液運搬用自動車 (第8号)	日本赤十字血液センター * 法に規定される保存血液を販売する者	輸血に用いる血液製剤の応急運搬 なし	白	固定式
15	臓器運搬用自動車 (第8号の2)	医療機関(注1) 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	臓器の摘出をしようとする医師、若しくはその摘出に必要な器材又は摘出された臓器の応急運搬 なし	白	固定式
16	道路管理用自動車 (第9号)	道路管理者	通行の禁止若しくは制限の応急措置又は路上障害物排除の応急作業 なし	無	固定式
17	電波監視用自動車 (第10号)	総合通信局	不法に開設された無線局の探査のための出動 なし	無	固定式
18	事故調査用自動車 (第11号)	交通事故調査分析センター	直ちに事故例調査のための出動 なし	無	固定式
19	原子力防災対策車 (第12号)	国、県及び市町村 原子力事業者	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定等 放射線量を測定するための装備を有するもの	無	固定式

\* は、届出者・申請者に該当していることを証明する書類の提出が必要です。詳細については、警察本部交通総務課へお問合せください。

注1: 医療機関とは…  
医療法に規定する病院

注2: 公益事業者とは…

【電気】 電気事業法第2条第1項第9号に規定する事業者で、内閣総理大臣が指定する指定公共機関  
【ガス】 ガス事業法に規定する「一般ガス事業」又は「簡易ガス事業」を営む事業者  
【水道】 水道法に規定する「水道事業」又は「水道用水供給事業」を営む事業者  
【下水道】 下水道事業法に規定する「公共下水道管理者」、「流域下水道管理者」又は「都市下水道管理者」  
【鉄道】 鉄道事業法に規定する「鉄道事業」を営む事業者又は軌道法の規定に基づき機動を敷設して運輸事業を営業者  
【電気通信事業】 電気通信事業法に規定する「第一種電気通信事業」を営む事業者であって指定公共機関である者